

○工事請負金前金払実施要領

昭和47年11月1日

告示第121号

(通則)

第1条 工事請負金前金払（以下「前金払」という。）の実施については、
廿日市市建設工事執行規則（平成9年規則第24号。以下「規則」とい
う。）第44条から第46条までの規定によるほかこの要領による。

（一部改正〔令和2年告示232号〕）

(実施範囲)

第2条 前金払は、請負代金額200万円を超える工事について実施する
ものとする。

（一部改正〔令和7年告示47号〕）

(前金払の額)

第3条 前金払の額は、請負代金額の10分の4以内とする。

（一部改正〔令和2年告示213号〕）

(前金払の保証に基づく支払)

第4条 前金払の実施に当たっては、公共工事の前払金保証事業に関する
法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づく登録を受けた
保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証を受けたものに
限り支払うものとする。

（一部改正〔令和2年告示213号〕）

(請負代金額の変更による措置)

第5条 前金払を行つた後、設計変更等の理由により請負代金額を変更し
た場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 請負代金額が増額した場合

増額後の請負代金額に対する前金払は、原則として行わない。ただ
し、市長が特に必要があると認めた場合は、その増額後の請負代金額
の10分の4から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の
範囲内で前金払の支払をすることができるものとする。

(2) 請負代金額が減額した場合

受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5を超えるときは、その超過額を返納させるものとする。

(債務負担行為に係る契約の前金払の特則)

第6条 債務負担行為に係る契約の前金払については、規則第44条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）」と、同条及び第45条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第47条第1項の請負代金相当額（以下「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を行わないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、必要があるときは、その旨を設計図書に定めて、契約会計年度について前払金の支払を行わないことができる。

3 第1項の規定にかかわらず、必要があるときは、その旨を設計図書に定めて、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分を含めて前払金を支払うことができる。

4 前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、第1項の規定にかかわらず、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を行わないものとする。

5 前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長させるものとする。この場合においては、規則第45条第3項の規定を準用する。

(追加〔令和2年告示232号〕)

附 則

この要領は、昭和47年11月1日以降に契約を締結する工事から適用する。

附 則（昭和50年4月1日）

この要領は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年4月1日）

この要領は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年4月1日）

この要領は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成2年4月1日）

この要領は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成8年2月28日）

この要領は、平成8年2月28日から施行する。

附 則（平成9年4月1日）

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月30日告示第48号）

この要領は、平成22年4月1日以降に契約を締結する工事から適用し、現に締結している契約については従前のおりとする。

附 則（令和2年9月29日告示第213号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和2年10月14日告示第232号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月26日告示第47号）

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に、契約の執行手続が完了している契約については、なお従前の例による。

附 則（令和7年4月1日告示第155号）

この告示は、告示の日から施行する。